

幼児教育・保育の 無償化について

10月から幼児教育・保育 の無償化がスタート

- ▶ 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子供たち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供たちの利用料が無料になります。

幼児教育・保育の 無償化について

3～5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こども園等の
利用料が無償になります（0～2歳児クラスは住民税非課税世帯のみ）。

令和元年10月1日から実施です。

幼稚園

無料

（月額 25,700円まで）

保育所

認定こども園

障害児の発達支援

無料

認可外
保育施設

月額 37,000円まで

※「保育の必要性の認定」
を受けたご家庭のみ

幼稚園の
預かり保育

月額 11,300円まで

※「保育の必要性の認定」
を受けたご家庭のみ



うちの子の場合は？



START

お子さまの年齢は？
令和元年 4月1日時点

0-2歳

あなたの世帯は
住民税非課税ですか？

YES

お子さまが通っているのは、
どのタイプの施設ですか？

NO

3歳児クラスからが
対象となります

保育所 / 認定こども園 (※1)

利用料が
無料になります

認可外保育施設等 (※2)

保育の必要性の認定 (※4) を
受けている場合、利用料が月額
4.2万円まで無償になります

3-5歳

現在お子さまが利用している
施設はどれですか？

幼稚園

お子さまが通う幼稚園は子ども・
子育て支援新制度の対象の
幼稚園ですか？ (※3)

対象の幼稚園

利用料が無料になります

保育所 / 認定こども園 (※1)

利用料が
無料になります

対象とらない幼稚園

利用料が月額 2.57万円まで
無償になります

認可外保育施設等 (※2)

保育の必要性の認定 (※4) を
受けている場合、利用料が
月額 3.7万円まで無償になります

幼稚園の利用に加えて

幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定 (※4) を
受けている場合、幼稚園の利用料に
加え、利用日数に応じて、
最大月額 1.13万円まで無償になります

幼稚園については、入園できる時期に合わせて、
3歳になった日から無償化の対象となります。

○子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。なお、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

○市区町村によっては、さらに独自の減免措置を講じている場合があります。詳しくは、お住いの市区町村にご確認ください。

○通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

○就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

※1 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育（標準的な利用料）も対象です。

※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※3 通園している園がどちらに該当するか分からない場合は、通園している園又はお住いの市区町村にご確認ください。

※4 無償化の対象となるためには、お住いの市区町村から「保育の必要性の認定」を受けする必要があります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市区町村にご確認ください。

幼稚園、保育所、認定こども園等

- ▶ ○ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無料になります。
- ▶ ○ 0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料になります。
- ▶ ○ 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無料になります。

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - ・幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
（注）幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - ・通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
（注）年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。**

幼稚園の預かり保育

- ▶ ○ 対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ▶ ○ 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無料になります。

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。
「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
- 幼稚園の利用に加え、
利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等

- ▶ ○ 対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ▶ ○ 3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無料になります。
- ▶ ○ 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

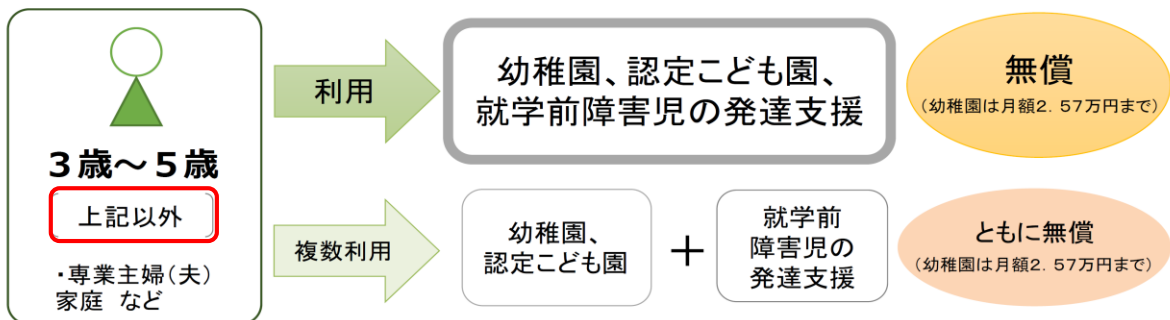
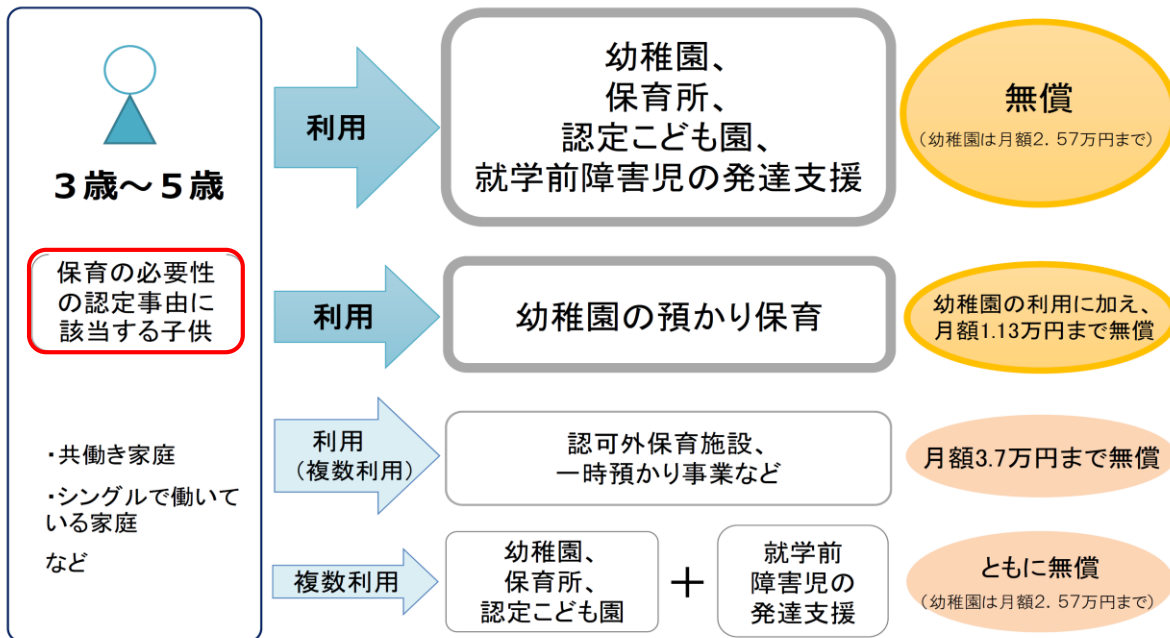
【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件があります。
- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**
(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられています。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

▶ (注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

▶ (注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

▶ (注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う給食費の取扱いについて

認定こども園・保育所・幼稚園における副食費の取扱いについて

【基本的な考え方】

- ▶ 食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下の取扱いとなります。

○保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、無償化後も引き続き、保護者の負担となります。

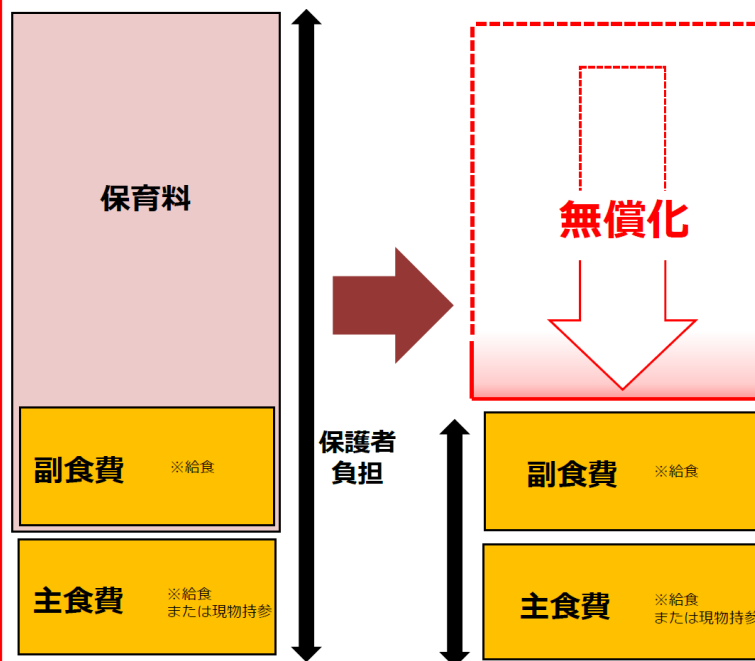
○現在、3～5歳児の給食費分は、
・主食（米など）分は直接、
・副食（おかず）分は（保育料の一部として）市を通じて、保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。

○今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則となります。

【3歳児～5歳児の給食費の考え方】

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～



保育料（副食費を除く）が無償化されます。

給食費は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。

副食費の免除対象について


【徴収免除対象者について】


◆10月以降の1号・2号認定子どもの徴収免除対象者は、次のとおり。


- ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

・ 1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

 これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲


 今回、新たに副食費を免除する範囲


【考え方】

- ・ これまで保育料（及び保育料に含まれる副食費）が無償化されてきた2号認定子どもは、引き続き副食費が免除されます<表の黄塗り部分>。
- ・ 1号認定子どもは、これまで保育料が無償化されていても副食費を徴収されていましたが、2号認定子どもと同じ取り扱いとなります<表の緑縦線部分>。
- ・ 新たに、上記以外の年収360万円未満相当の世帯も副食費が免除されます（表の黄色斜め線部分）。

・ 2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

 今回、新たに副食費を免除する範囲

【その他】 市独自の負担軽減策について

市独自の負担軽減策は継続します

- この会議においても、検討していくと説明しておりました市独自の軽減策については、無償化後も引き続き実施していくことが決まりました。

<負担の考え方・市独自の軽減策について>

- 料金は制度上、第1子と判定されると全額、第2子だと半額、第3子以降と判定されると無料となります。
- 子どもが第何子であるかの判定について、国の制度では、保育所は原則、小学校就学前の範囲内にいる子どもの人数で判定します。
- 一方、市では、子どもが3人以上いれば、年齢にかかわらず兄弟の人数に含めるという独自の負担軽減策を行っています（この考え方は、副食費にも適用）。

【国制度と市軽減策との負担の比較（一例）】

条件	子どもの状況_5人：小5、小2、5歳、2歳、0歳（未就学児は保育所利用） 通常料金（無償化前）： 5歳_30,000円、2歳_30,000円、0歳_30,000円 通常料金（無償化以降）： 5歳_0円、2歳_30,000円、0歳_30,000円
----	--

※通常料金はわかりやすいように、どの年齢も30,000円と仮定しています。

国制度による保護者負担（無償化前）

年齢等	第何子かの判定	料金	副食費の負担
小5	兄弟判定対象外	—	—
小2	兄弟判定対象外	—	—
5歳	第1子（全額）	30,000円	不要
2歳	第2子（半額）	15,000円	不要
0歳	第3子（無料）	0円	不要

⇒45,000円の負担

市独自の軽減策による保護者負担（無償化前）

年齢等	第何子かの判定	料金	副食費の負担
小5	第1子	—	—
小2	第2子	—	—
5歳	第3子（無料）	0円	不要
2歳	第4子（無料）	0円	不要
0歳	第5子（無料）	0円	不要

⇒負担なし

負担軽減

国制度による保護者負担（無償化後）

年齢等	第何子かの判定	料金	副食費の負担
小5	兄弟判定対象外	—	—
小2	兄弟判定対象外	—	—
5歳	第1子（全額）	0円	有
2歳	第2子（半額）	15,000円	不要
0歳	第3子（無料）	0円	不要

⇒15,000円+5歳の副食費の負担

市独自の軽減策による保護者負担（無償化後）

年齢等	第何子かの判定	料金	副食費の負担
小5	第1子	—	—
小2	第2子	—	—
5歳	第3子（無料）	0円	無し
2歳	第4子（無料）	0円	不要
0歳	第5子（無料）	0円	不要

⇒負担なし

負担軽減